

誰もが尊重され、能力を発揮できる勤務環境を目指し、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメントの防止等に関する規定を整備するとともに、ハラスメントが起こらず、仮に起きた場合には迅速かつ適切に対処・解決できる職場づくりに取り組んでいます。

ハラスメント防止対策

人事院規則において、職員の責務として、ハラスメントをしてはならないと規定

- ▶ 各府省にハラスメントの防止、ハラスメントを受けた職員の救済を義務付け
- ▶ 幹部・管理職員を対象としたハラスメント防止研修
- ▶ 各府省のハラスメント相談員を対象としたセミナーの実施
- ▶ パワー・ハラスメントに関して想定される事例を映像化して解説を加えた研修動画を作成
- ▶ 各府省のハラスメント相談員を対象とした相談窓口を設置
- ▶ カスタマー・ハラスメント対策について必要となる取組の検討



人事院ハラスメント防止動画



国家公務員ハラスメント防止週間

- ▶ 毎年12月4日から10日を「国家公務員ハラスメント防止週間」と設定し、各府省に取組を求め、人事院も講演会等を実施
- ▶ 全職員向けにハラスメントの基礎的事項を理解させることに主眼を置いた自習用研修教材を作成
- ▶ 国家公務員のハラスメント防止等に関するQ&Aを作成、HPで公開

